

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第43号 令和3年度光市一般会計補正予算(第3号) [所管分]

説 明：○山根福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

おはようございます。今の説明で、104世帯を考えておるというところですけど、これの対象人数、子育て支援という観点から、おっばい都市宣言というところでも、18歳以下の方とかというのは何名かというところは分かりますか。

○山根福祉総務課長

誠に申し訳ございません。社会福祉協議会の貸付けでございますので、18歳以下というものは、世帯員としては想定しておりますが、私どもでは数字をつかんでおりません。

○田邊委員

世帯には入るわけですよ、多分。

○山根福祉総務課長

18歳以下のお子様がいらっしゃる世帯というものも、当然、この範囲に入ってまいります。

○田邊委員

だから、先ほど言われた単身6万円に、2人世帯が8万円、3人世帯10万円というところなんですけど、3か月という形で。それは世帯の、3人なら、子どもがおれば3人の世帯に入るという形よね。

○山根福祉総務課長

例えば、2人世帯であっても、母子世帯、父子世帯であったり、3人世帯であれば、御夫婦にお子様など、いろいろ世帯に事情がございますが、世帯員数ということで整理をさせていただいております。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、新型コロナウイルスの生活困窮者自立支援金というのは、7月から8月までとなっております。今日は6月30日ですけど、これは明日からすぐもらえるという形ですか。

○山根福祉総務課長

今回、御議決を賜りましたら7月早々に申請受付を行うことができますよう、下準備は進めているところでございます。

○田邊委員

厚生労働省の資料によりますと、申請は7月以降となっておるんで、明日からの申請という確認でいいですか。

○山根福祉総務課長

取り急ぎ、なるべく明日から申請受付ができますよう、準備をしたいと考えております。

○田邊委員

続きまして、この新型コロナによる特例貸付けが、この支援の要件になったり、収入が一定以上あったらいけないとか、先ほども説明にあったハローワークでの就職活動をしていないといけないという、かなりの要件があると思うんですけど、その辺りの厳しい条件については、市はどういったお考えを持っておるか、お願いします。

○山根福祉総務課長

新型コロナウイルス感染症の影響が長期にわたる中、生活に困窮している方々には緊急小口資金等の特例貸付けをはじめ、重層的なセーフティーネットにより支援を行っているところでございます。

緊急小口資金等の特例貸付けについては、これまで延長や再貸付けなどの制度の拡充がございましたが、既に再貸付けを借り終えた世帯や不承認となった世帯などがいらっしやいます。今回の自立支援金は、こうした世帯であって、生活保護に至る前の段階にある方々の生活再建の支援をするためのものであり、住宅確保給付金を参考に、一定の収入や資産要件が定めてあるということは御理解いただけたらと思います。

○田邊委員

要件はそもそもあるんですけど、その辺りは理解しました。

しかし、公的制度から排除される外国人、特殊な部分なんですけど、これ生活保護については外国人は権利ではないと、行政サイドによる準用であるというところなんですけど、永住者、定住者、これが適用されないというところもあるんですけど。この新型コロナウイルスの感染症生活困窮者自立支援制度は、外国人については適用されるのか。あらかじめ市民部で調べてきたんですけどね。本市には5月末現在、外国人466人おります。その辺り、外国人はどうなんですか。

○山根福祉総務課長

前段階となります県社会福祉協議会で行っております生活福祉資金貸付制度を利用す

るのに、日本国籍であることは条件となっております。こうしたことから、外国籍の方も各種この支給要件を満たす場合については支給対象となっております。

○田邊委員

そういったものは、どこかで広告なり周知は、外国人についてはできるわけですか。

○山根福祉総務課長

こちらのほうにつきましては、実際、今、貸付けを受けていらっしゃる方でございますので、ホームページ等で周知はさせていただきたいと思えます。

○田邊委員

そういったものが適用されるんであったら、外国人の方にも周知するようにお願いします。

まだあります。単身世帯6万円、2人世帯で8万円、3人以上で10万円という額は、生活保護基準と比べても少ない額と思うんですけど、その辺りのことはどうお考えですか。

○山根福祉総務課長

先ほど議場内で部長もある程度お答えをさせていただいていますが、住宅確保給付金の再支給であったり、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金などの様々な支援制度を重層的に活用していただいて、また合わせて、勤労収入や預貯金なども含め、自立までの一定期間活用することを想定しております。そのため、今回の支援金のみで生活されることを想定しておりませんので、あくまでも生活費の一部を支援するものでございます。

○田邊委員

本会議で部長さんが言われたのは、1人で約10万という、2人世帯で15万円という程度の部分とは思いますが、それを踏まえた額という考え方でいいわけですね。

○山根福祉総務課長

そうですね。

○田邊委員

分かりました。

続きまして、手続の流れ、これを確認したいんですけど。この相談なり申請をどういった形で行うのか。あいぱ一く以外でもあるのかどうか、市民部のところでもあるのか、そういったところをお願いします。

○山根福祉総務課長

現時点の予定では、相談・申請受付につきましては、委託を予定しております光市社会福祉協議会のほうで行いまして、支援金の審査、支払いは、光市のほうで行うこととしております。

あと支払いまでの期間でございますが、申請後、特段問題がなければ、約2週間程度で支払いが完了する予定でございます。

○田邊委員

分かりました、大体。

最後の質問です。

この新型コロナウイルス感染症の生活困窮者自立支援金支給事業の実施の体制について確認したいんですけど、委託先の社協と福祉総務課で、どれだけの人数の方でこれを対応するのか、今のお考えをお願いします。

○山根福祉総務課長

現時点の予定としましては、申請受付をしていただく光市社会福祉協議会においては2名で相談受付を行う予定でございます。審査支給の事務については福祉総務課のほうで職員2名の計4名体制で行う予定としております。

○田邊委員

分かりました。

これはね、コロナ禍で格差の拡大、固定化につながらないようにね、目配りの効いた政策運営を行っていくことが重要と私は思っておりますので、現状での生活困窮者の支援をぜひともお願いいたします。

以上であります。

○早稲田委員

1つの世帯が3人で10万円ということでしたけれども、それ以上、例えば、4人とかになったら、どうなるんでしょうか。

○山根福祉総務課長

3人以上世帯で10万円という設定になっております。

○早稲田委員

では、支払いのことなんですけど、最大3か月間ということですけども、支払いは申請して2週間程度ということですけど、1回の支払いで3か月分ということなのか、最大3か月というのは、どういうことでしょうか。

○山根福祉総務課長

最大3か月でございますので、1月ごとお支払いという形態を取らせていただきました

と思います。

○早稲田委員

では、1月ごと毎回申請していくということになるのでしょうか。

○山根福祉総務課長

申請は一度なんですけれども、その都度、相談、例えば、ハローワークに行っていたとか、自立支援の相談をしていただくとかというように、こまめに就職状況の確認等が入りますので、それでその都度、判断をさせていただき、照合を取らせていただきます。

○早稲田委員

では、ハローワークとの連携ということになると思うんですけど、ただ、申請のあった方については、ハローワークのほうからいつ来ましたというような情報が社会福祉協議会に連絡があるような流れになっているのでしょうか。

○山根福祉総務課長

ハローワークに相談に行かれると、相談に来たよという記録を頂けると思いますので、そういうものを御提示いただくということになります。

○早稲田委員

じゃあ、ハローワークにただ求人情報を見に行くという形じゃなくて、窓口で来たということを残さないといけないということになりますよね。

○山根福祉総務課長

基本的には、就労に対する努力というものをお見せいただくのも条件になっておりますので、そういうもので対応させていただくような制度になっております。

○早稲田委員

また、緊急小口資金とかの延長とか再貸付けがもう終了したという方が対象のような感じでしたけれども、例えば、最近になって仕事がなくなった方、今までは緊急小口資金は利用していないけれども、たちまち今、ちょっと仕事が雇い止めに遭ったとかという方も、申請できるのでしょうか。

○山根福祉総務課長

貸付けを利用されていないということであれば、新規で貸付けのほうを申し込まれることも可能でございますし、それがなかなか進まないということであれば、こちらのほうの条件に合致をしてくる可能性もございますので、それは相談内容に応じてということで対処させていただきたいと思います。

○早稲田委員

分かりました。じゃあ、相談窓口に来られたときに、緊急小口資金のほうを、相談によつてはそちらのほうをお勧めしてという形でという感じですかね。

○山根福祉総務課長

すみません、条件としまして、総合支援資金の再貸付けの相談をしたものの申込みに至らなかった世帯がこの支援金の条件の一つになっておりますので、そういうものに合致するかどうかというのを、私どもも社協さん等含めて確認をさせていただけたらと考えております。

○早稲田委員

分かりました。

私の質問は以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

2 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加議案第43号 令和3年度光市一般会計補正予算（第3号）〔所管分〕

説 明：○山本道路河川課長 ～別紙

質 疑

○田邊委員

今説明を受けましたけど、内訳で、5月20日の豪雨により被災した田布施川と岩田川の2か所というところなんですけど、それで予備費で100万円を充当して、それを不足分と言われたんで、もう少し詳しい内訳などはないですか。田布施川が幾ら、岩田川が幾らというその設計委託料というのは。補正予算書によりますと、合算で出してるような感じがするんですけどね、その辺り、ちょっと詳しいところが教えてもらいたいというところで。

○山本道路河川課長

補正予算100万円の内訳でございますが、被災箇所の現地測量、地形測量、国の補助を受けるための審査、いわゆる災害査定に必要となる設計図書などの作成を行う業務委託費用でございます。普通河川、田布施川が50万円、普通河川、岩田川が50万円の合

計で100万円でございます。
以上でございます。

○田邊委員

被災箇所というのは、具体的には同じような形でという考え方でよろしいのでしょうか。

○山本道路河川課長

岩田川、田布施川とも両箇所とも護岸が被災しておりますので、内容としては同じと思っております。
以上であります。

○田邊委員

内容としては同じような形で、50万円、50万円という形で設計の委託料をそれはやるぞという考え方でよろしいということで、はい。分かりました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」